

一般財団法人大阪府人権協会 経理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大阪府人権協会（以下「協会」という。）の収支の状況及び財産の状態を明らかにし、真実な報告を提供するとともに、合理的かつ適正な運営を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、協会の会計業務の全般について適用する。

(会計の基準)

第3条 協会の会計は、法令、定款及びこの規程の定めに基づくほかは、公益法人会計基準に準拠して処理するものとする。

(会計区分)

第4条 協会の会計は、法令の要請等必要が認められたときに会計区分を設けるものとする。

(会計年度)

第5条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経理責任者)

第6条 経理責任者は、事務局長とする。

第2章 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第7条 協会のすべての取引は、別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿)

第8条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

- ・仕訳帳
- ・総勘定元帳

(2) 補助簿

- ・現金出納簿
- ・預金出納帳
- ・予算差引簿

- ・固定資産台帳
- ・基本財産明細表
- ・その他必要な補助簿

2 主要簿及び補助簿の様式は、別に定める。

(帳簿の保存)

第9条 帳簿、伝票、書類の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 計算書類及び収支予算書 長期
- (2) 主要簿 10年
- (3) 補助簿、会計伝票、証拠書類 10年

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は経理責任者の承認を得て行うものとする。

第3章 予 算

(予算の目的)

第10条 協会の収支予算は、事業計画に基づき、資金との調整の下に編成し、事業活動の円滑な実施と運営に資することを目的とする。

(予算の作成)

第11条 協会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に作成し、理事会の承認を得て、代表理事が定める。

(予算の執行者)

第12条 収支予算の執行者は、代表理事とする。

(予算の流用)

第13条 収支予算の執行に当たって代表理事が特に必要と認めたときは、中科目内において資金を流用することができる。

(予算の補正)

第14条 収支予算の補正を必要とするときは、代表理事は補正予算を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(予備費)

第15条 予測し難い支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

2 予備費を支出する必要があるときは、代表理事の承認を得て支出し、理事会に報告するものとする。

第4章 出 納

(金銭の範囲)

第16条 金銭とは、現金、小切手、郵便為替証書及び預金その他随時通貨と交換できる証書をいう。

2 手形及び有価証券は、金銭に準じて取り扱うものとする。

(出納責任者)

第17条 金銭の出納及び保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2 出納責任者は、経理責任者が任命する。

(金銭出納)

第18条 金銭を収納したときは、日々金融機関に預け入れるものとし、支出に充ててはならない。

2 領収書は出納責任者が発行し、事前に発行する場合は経理責任者の承認を得て行う。

3 支払いは横線小切手によることとし、経理責任者の承認を得て行う。

(預金及び公印管理)

第19条 預金の名義人は、理事長とする。

2 出納に使用する印鑑は、経理責任者が保管し、押印するものとする。

3 金融機関との取引の開始及び廃止の際には、代表理事の承認を得なければならない。

(手元現金)

第20条 出納担当者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最低限の手許現金を置くことができる。

(残高照会)

第21条 出納責任者は、現金残高を毎日現金出納帳の残高と照合しなければならない。

2 預貯金については、月に1回、預金の残高と帳簿残高とを照合しなければならない。

3 前2項において差額があるときは、速やかに経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 固定資産

(固定資産の定義)

第22条 固定資産とは、協会が有する耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の有形固定資産、借地権・借家権、電話加入権等の無形固定資産及び投資等をいう。

(取得価額)

第23条 固定資産の取得価額は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 購入によるものは、その購入価額及びその付帯費用

(2) 建設によるものは、その建設に要した費用

(3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額

(4) 贈与によるものは、その時の適正な評価額

(固定資産の管理)

第24条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び移動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は、経理責任者に報告しなければならない。

(登記及び担保)

第25条 不動産登記を必要とする固定資産は登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

(物品の定義)

第26条 物品とは、取得価格 円未満の固定資産をいう。

(物品の管理)

第27条 物品の管理のための台帳を備え、その管理については、第24条の規定を準用する。

第6章 決 算

(決算期間)

第28条 決算は、毎会計年度終了後3か月以内に行わなければならない。

(計算書類)

第29条 決算では、事業報告書及び次の各号に掲げる計算書類を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書
- (4) その他必要な付属書類

(監査)

第30条 計算書類は、理事会の開催10日前までに監事の監査を受けなければならない。

(決算の確定)

第31条 決算は、計算書類に監事の監査意見を添付し、理事会の承認を受けた上で、評議員会の承認を得ることにより確定する。

(報告)

第32条 公益目的支出計画実施報告書及び計算書類は、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた後、速やかに大阪府知事に提出しなければならない。

第7章 雑 則

(委任)

第33条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(経理規程の改廃)

第34条 この規程の改廃は、理事会の承認に基づいて行うものとする。

附 則

この経理規程は、2002年4月1日から施行する。

この経理規程は、2013年4月1日から施行する。

1 収入予算書及び収支計算書に係る科目

(収入の部)

・大 科 目	・中 科 目
基本財産運用収入	基本財産利息収入 基本財産配当金収入 基本財産賃貸料収入
事業収入	事業収入
補助金等収入	地方公共団体補助金収入 民間団体補助金収入 受託収入
分担金収入	市町村分担金収入
寄附金収入	寄附金収入 募金収入
雑収入	受取利息 雑収入
基本財産収入	基本財産収入
固定資産売却収入	土地売却収入 車両運搬具売却収入 什器備品売却収入 電話加入権売却収入 投資有価証券売却収入
敷金・保証金戻り収入	敷金金戻り収入 保証金戻り収入
借入金収入	短期借入金収入 長期借入金収入
特定預金取崩収入	退職給与引当預金取崩収入 減価償却引当預金取崩収入

繰入金収入	積立預金取崩収入
前期繰越収支差額	繰入金収入
	前期繰越収支差額

(支出の部)

・大 科 目	・中 科 目
事業費	給料手当 臨時雇賃金 退職金 福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 負担金支出 助成金支出 寄付金支出 委託費 雑費
管理費	役員報酬 給料手当 退職金 福利厚生費 会議費 旅費交通費 通信運搬費 什器備品費

	消耗品費
	修繕費
	印刷製本費
	燃料費
	光熱水料費
	賃借料
	火災保険料
	諸謝金
	租税公課
	負担金支出
	寄付金支出
	支払利息
	雑費
固定資産取得支出	
	構築物建設支出
	車両運搬具購入支出
	什器備品購入支出
	建設仮勘定支出
	電話加入権購入支出
	投資有価証券購入支出
	短期借入金収入
	長期借入金収入
借入金返済支出	
	短期借入金返済支出
	長期借入金返済支出
特定預金支出	
	退職給与引当預金取崩収入
	減価償却引当預金取崩収入
	積立預金取崩収入
繰入金支出	
	繰入金支出
予備費	
	予備費
当期収支差額	
	当期収支差額
次期繰越収支差額	
	次期繰越収支差額
	次期繰越収支差額

2 正味財産増減計算書に係る科目

(増加の部)

・大 科 目	・中 科 目
資産増加額	当期収支差額 投資有価証券受贈額 構築物建設額 車両運搬具購入額 什器備品購入額 建設仮勘定増加額 電話加入権購入額 投資有価証券購入額 退職給与引当預金増加額 減価償却引当預金増加額 積立預金増加額
負債減少額	短期借入金返済額 長期借入金返済額 退職給与引当金取崩額 受入保証金減少額

(減少の部)

・大 科 目	・中 科 目
資産減少額	当期収支差額 構築物除却額 車両運搬具売却額 什器備品売却額 電話加入権売却額 投資有価証券売却額 災害損失額 構築物減価償却額 車両運搬具減価償却額 什器備品減価償却額 退職給与引当預金取崩額 減価償却引当預金取崩額 積立預金取崩額
負債増加額	短期借入金増加額 長期借入金増加額

	退職給与引当金繰入額
	受入保証金増加額
当期正味財産増加額	
(減少額)	
前期繰越正味財産額	
期末正味財産合計額	
期末正味財産合計額	

3 貸借対照表及び財産目録に係る科目
(資産の部)

・大 科 目	・中 科 目
流動資産	
	現金預金
	受取手形
	未収金
	前払金
	有価証券
固定資産	
基本財産	
	土地
その他の基本財産	
	構築物
	車両運搬具
	什器備品
	建設仮勘定
	電話加入権
	受入保証金減少額
	投資有価証券
	退職給与引当預金
	減価償却引当預金
	積立預金

(負債の部)

・大 科 目	・中 科 目
流動負債	
	支払手形
	未払金
	前受金

固定負債	預り金 短期借入金 長期借入金 退職給与引当金 受入保証金
(正味財産の部)	
・大 科 目	・中 科 目
正味財産	正味財産 (うち基本金) (うち当期正味財産増加額 (減少) 額)